

府中市告示第 39 号

府中市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 29 日

府中市長 小 野 申 人

府中市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時において住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅の耐震性の向上に資する診断を行う者に対し、府中市木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、府中市補助金交付規則（令和 4 年府中市規則第 27 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象住宅 次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

ア 市内に存する木造在来軸組構法又は伝統的構法の住宅であること。

イ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建住宅、併用住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものに限る。）又は長屋住宅であること。

ウ 地階を除く階数が 2 以下であること。

(2) 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。

(3) 木造住宅耐震診断資格者 第 3 条第 4 項に規定する登録を受けた者をいう。

(4) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、建築士が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(木造住宅耐震診断資格者の登録等)

第 3 条 市長は、耐震診断を行う者として、木造住宅耐震診断資格者を登録するものとする。

2 前項の規定による登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、

建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた広島県内に所在する建築士事務所に属する建築士であって、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会等の主催する、木造住宅の耐震診断と補強方法に関する木造住宅耐震診断講習会を受講した者
- (2) 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会等の主催する、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に関する耐震診断基準、耐震改修設計指針等の講習会を受講した者
- (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物について耐震診断を実施し、一般社団法人広島県建築士事務所協会の耐震診断等評価委員会又はこれと同等であると市長が認める耐震診断評価機関において、適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者

3 登録申請者は、府中市木造住宅耐震診断資格者名簿登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士事務所登録通知書の写し
- (3) 前項各号の規定による講習会受講証明書等の登録要件を証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を確認し、登録申請者が木造住宅耐震診断資格者として適当と認めたときは、府中市木造住宅耐震診断資格者名簿（別記様式第2号）に登録するとともに、市のホームページへの掲載その他の手段によりこれを公表するものとする。

5 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

6 市長は、第4項の規定による登録をしたときは、木造住宅耐震診断資格者に対し、府中市木造住宅耐震診断資格者登録通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

7 木造住宅耐震診断資格者は、第4項の規定による登録事項に変更が生じたときは、府中市木造住宅耐震診断資格者登録事項変更届出書（別記様式第4号）に当該変更事項が確認できる書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

8 市長は、前項の規定による届け出があった場合は、当該変更に係る書類を確認し、適当と認めたときは、府中市木造住宅耐震診断資格者名簿の登録事項を変更するとともに、市のホームページへの掲載その他の手段によりこれを公表するものとする。

- 9 市長は、前項の規定により登録事項を変更したときは、府中市木造住宅耐震診断資格者に対し、府中市木造住宅耐震診断資格者登録事項変更通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- 10 市長は、木造住宅耐震診断資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断資格者の登録を抹消するものとする。
- (1) 登録の辞退の申し出があったとき。
 - (2) 登録の有効期間が満了したとき。
 - (3) 建築士でなくなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 11 市長は、前項の規定による登録の抹消をしたときは、抹消した木造住宅耐震診断資格者に対し、府中市木造住宅耐震診断資格者登録抹消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。
- 12 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断を実施するときは、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、市民に対して不当な耐震改修の勧誘をしてはならない。
- 13 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断を実施するために必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- 14 木造住宅耐震診断資格者は、耐震診断の実施において知り得た個人情報了他人に漏らしてはならない。事業の終了後も同様とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税（延滞金を含む。以下同じ。）の滞納がない者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者
- (2) 補助対象住宅の居住者又は居住予定者

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象住宅の所有者（以下「所有者」という。）でない場合、所有者についても市税の滞納がない者でなければならない。

3 申請者が所有者でない場合、申請者は、所有者の同意を得て、耐震診断その他要綱に定める手続を行うものとする。

（補助対象事業及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅について行う耐震診断であって、木造住宅耐震診断資格者が当該耐震診断を行うものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、4万円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象住宅について1回限りとする。
（交付の申請）

第6条 申請者は、補助対象事業を実施する前に、府中市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 所有者及び建築時期が確認できる書類
 - (2) 市税完納証明書又は市税納付状況照会承諾書（別記様式第8号。申請者が所有者でない場合、所有者のものも添付すること。）
 - (3) 耐震診断見積書又はその写し
 - (4) 所有者同意書（別記様式第9号。第4条第3項の規定による場合）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、個人情報の目的外利用により必要な情報を直接収集されることに同意する場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。
（交付等の決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは府中市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記様式第10号）により、補助金の不交付を決定したときは府中市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記様式第11号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の日以後に補助対象事業に着手するものとする。
（変更等の申請）

第8条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定後に、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、速やかに府中市木造住宅耐震診断費補助事業変更申請書（別記様式第12号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の変更を決定したときは、府中市木造住宅耐震診断費補助事業変更決定通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定後に、補助対象事業を取り止めるときは、速やかに府中市木造住宅耐震診断費補助事業取止届出書

(別記様式第14号)により、市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届け出があったときは、当該届け出に係る補助金の交付の決定は、その効力を失う。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、府中市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書(別記様式第15号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、交付する補助金の額を確定したときは、府中市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(別記様式第16号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、府中市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(別記様式第17号)により、市長に補助金の交付の請求をするものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定後においても適用する。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、府中市木造住宅耐震診断費補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(別記様式第18号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であつて、既に補助金の交付がされているときは、府中市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（別記様式第19号）により、補助事業者に補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整備）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、当該補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

（指導及び助言）

第16条 市長は、補助事業者及び木造住宅耐震診断資格者に対して、住宅の耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前までに、この告示による改正前の府中市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の日において、旧要綱の規定により現に登録を受けている木造住宅耐震診断資格者の府中市木造住宅耐震診断資格者名簿への登録の有効期間に

関して、旧要綱第4条第5項の規定は、この告示の施行の日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。